【自治労大阪府職員労働組合労働支部大阪障害者職業能力開発校分会　2022年交渉回答】

１の要求について、退職等で欠員が生じた場合はその状況に応じて適切な対応を取るなど、今後とも適正な労働条件の確保等に向けて、取り組んでまいりたい。

２の要求について、地方公務員法第55条第１項並びに労使関係における職員団体等との交渉等に関する条例第３条に規定されている事項については、十分に協議してまいりたい。

３の要求について、職業訓練指導員の訓練手当について、要求のあったことを所管課に伝えてまいりたい。また、今後とも、適正な勤務条件の確保に向け、協議等を行ってまいりたい。

４の要求について、職場でのハラスメントは、個人を傷つけるとともに職場環境を悪化させる決して許されない行為であると認識している。

全庁での、職員の意識啓発、相談体制の整備、研修の３点の取組みに加え、平成26年1月に部独自に「ハラスメント防止対応方針」を策定し、部長をハラスメント対策本部長として所属毎に相談員や啓発員を指定し体制整備を行っているところ。当校においては、校長が相談員に、副校長、総務課長及び指導援助室長が啓発員に指定されているところ。

７月５日に課長補佐級以上を対象とした部のハラスメント対策研修が開催され、校長をはじめとする校幹部職員が参加したところ。

今後、必要な情報が伝達できるよう検討を行うとともに、引き続きハラスメント防止に対する取組みを進めてまいりたい。

５の要求について、昨年度、国の都合により当初の大規模改修計画が中止となった。今後、当該計画の見直しにあたり校職員と十分協議してまいりたい。また、必要な補修・修繕の措置についても適切に対応してまいりたい。

６の要求について、新型コロナウイルス感染防止対応については訓練生・職員の健康・安全が最も重要であると認識している。この認識のもと訓練生の負担とならない対策を適切に講じてまいりたい。

７の要求について、舎監を含む非常勤職員の勤務条件等に関しては、「一般職非常勤職員就業等規則」が制定されているが、要求があったことは商工労働総務課を通して関係課へ伝えてまいりたい。

８の要求について、多様化する職業能力開発ニーズに対応した効果的な職業訓練を実施するためには、指導体制の整備、充実を図ることは重要であると認識している。

この認識のもと、職業訓練指導員配置基準に基づき、今後とも適正な労働条件の確保に向け取り組んでまいりたい。

９の要求について、技術専門校等の勤務時間の割振りの状況を踏まえ、業務に支障のないよう適正な労働条件の確保等に向け、対応してまいりたい。

10の要求について、通常の訓練業務、テクノ講座に関する業務も共に重要な業務と認識している。

職業訓練指導現場における職員及び利用者の安全を確保していくため、今後とも業務量を精査し、過重な負担とならないよう配慮するなど、適正な労働条件の確保等に向け、取り組んでまいりたい。